

名古屋港管理組合公報

令和8年1月13日

(火曜日)

号外第64号

目 告 次 示

- 名古屋港ポートビル施設の供用休止 1
○臨港緑地の使用停止 1

告 示

名古屋港管理組合告示第1号

名古屋港管理組合ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第1号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。

令和8年1月13日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

- 1 休止対象施設 ガーデンふ頭駐車場（1日につき1回1台を利用単位とする駐車場を除く）
2 休止の理由 第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会に係る選手団宿泊拠点の設置のため
3 休止期間 令和8年1月13日から令和8年12月31日まで（353日間）

名古屋港管理組合告示第2号

次の臨港緑地は、令和8年1月13日から令和8年12月31日まで（353日間）、第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会に係る選手団宿泊拠点の設置のため、区域を定めて使用を停止する。

令和8年1月13日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

名称	位置	面積	区域	施設の概要
ガーデンふ頭臨港緑園	名古屋市港区港町104の一部 108の一部	43,618.00m ²	別添図示	広場、緑地

臨港緑地区域図

